
令和4年度 利根川下流河川管理レポート

～安全で自然あふれる川づくりのために～



はじめに

利根川には堤防をはじめ、排水機場、水門、樋管ひかんや水文観測施設などの河川管理施設があります。

これらの施設は、いざというときに私たちの安全を守る大切なものです。

そこで堤防などが傷んでいないか、施設が老朽化し機能に支障がないかなど、点検や修繕による維持管理を行っています。

また、川を利用する皆さんと協力してごみ拾いを行なったり、危険な場所や行為を発見した場合はご連絡いただくなどして、沿川住民の方々と連携して利根川下流部の維持管理に取り組んでいます。

ここでは、令和4年度（2022年度）に利根川下流河川事務所が管理を行っている101.9kmに及ぶ区間の河川管理施設の維持管理などについて紹介します。

I 河川維持管理の背景と河川維持管理目標

(1) 河川維持管理の背景

集中豪雨や巨大な台風などにより、毎年のように水害が発生しています。このような水害を防止するためには、堤防や護岸などの河川管理施設が持つ機能を十分に発揮させる必要があります。そのためには、河川管理施設を適切に維持管理していくことが重要になります。

また、河川には、公共空間の提供や河川環境の保全などの役割も求められています。このような観点からも維持管理を行う必要があります。

(2) 河川維持管理目標

利根川下流河川事務所の河川維持管理には、目指している3つの目標があります。

洪水などの災害から、流域のみなさまの安全・安心を守ります（洪水等による災害の防止）

- 堤防の点検、河川巡視による堤防などの異常の早期発見。
- 排水機場などの適切な操作や機能の維持。
- 関係自治体による洪水ハザードマップ作成の支援を継続して実施。

河川敷の秩序ある利用形態を維持します（河川区域等の適正な利用）

- ゴミの不法投棄など不法な行為の早期発見、迅速な措置、防止に向けた取り組み。

多様な生物の生息・生育・繁殖環境を保全、創出するとともに、河川環境の維持に必要な流量を確保します（河川環境の整備と保全）

- 関係自治体や地域住民の皆様と協働で実施する自然環境の保全や利用。
- エコロジカルネットワーク形成に配慮した多様な生物生息環境の保全・創出。
- 動植物の保護・漁業、水質、塩害の防止のための流量の確保。

Topic

利根川下流河川事務所の事業・河川維持管理について、もっと詳しく知りたい方は！

利根川下流河川事務所では“自然と共に地域に愛される利根川”をテーマに「安全な暮らしを支える川づくり」「人と自然に優しい川づくり」に取り組んでいます。詳しく知りたい方は下記をご覧ください。

- 事業概要



- 利根川下流河川維持管理計画



Ⅱ 洪水などの災害から、流域のみなさまの安全・安心を守ります (洪水等による災害の防止)

堤防は洪水から地域住民の生命と財産を守る重要な施設です。堤防は降雨や洪水、地震などによって傷むため、点検や河川巡視、堤防除草などの維持管理を行います。洪水時や大きな地震時には、直ぐに堤防の状況を確認する巡視点検（状況把握）を行います。

河川巡視は車上や船上から行います。また堤防の点検は堤防全体をくまなく確認するため徒歩で行い、変状等の発見や規模形状の計測などを行います。堤防除草は、点検等に必要環境を整え、また、堤防の健全性を維持するために行います。点検や巡視等により発見された変状は、迅速に補修し堤防の安全性を確保します。

(1) 堤防点検

堤防が壊れて人の住むエリアに水が入ってしまうことのないよう、堤防にひび割れや崩れている場所が無いかを台風期（9月頃）※1や出水期前（11月～2月頃）に歩いて点検します。

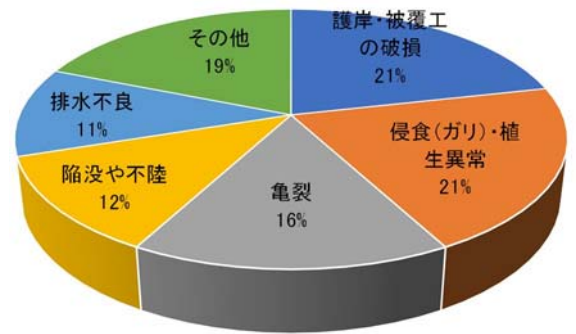
令和4年度には傷んだ箇所を349件※2確認し、直ちに対応が必要な箇所の補修を行いました。

※1 重点点検

※2 出水期前の堤防点検結果



▲天端に発生した変状の計測



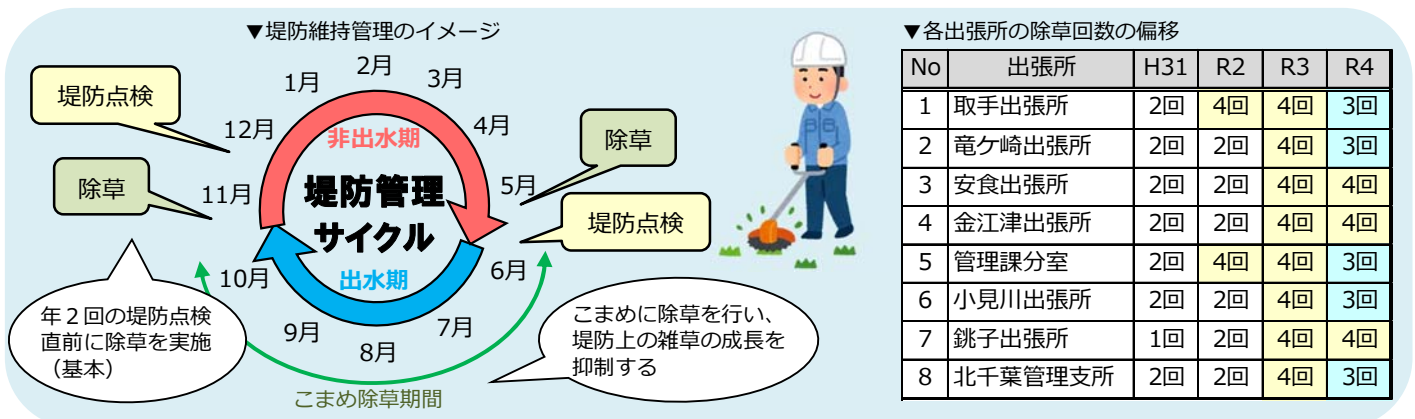
▲堤防の変状等の発生状況（令和4年の結果）

(2) 堤防除草

堤防を点検する時に草がジャマになって堤防などの異常を見逃してしまわないよう、梅雨前と台風期に草を短く刈り取っています。令和4年度は約2,390haの面積の草を刈り取りました。また、牧畜を営んでいる方々に、希望があれば刈り取った草を無償提供しています。

■堤防植生管理（こまめ除草）

年2回の除草を基本としていますが、堤防を点検しやすい草丈が低い芝などの植生を効果的に維持するために、堤防の形状と現在の堤防植生の特徴ごとにきめ細かい管理を行っています。令和2年度から、堤防の維持管理をより効果的に行えるよう除草回数を増やす「こまめ除草」を試行しています。



▲ハンドガイドによる堤防除草作業



▲肩掛け式による堤防除草作業



▲こまめ除草試行後の堤防状況

(3) 機械設備を伴う河川管理施設の点検、構造物点検と許可工作物※の点検

河川管理施設は、堤防の他、洪水の被害を防止する排水機場、水門、樋管や洪水時の川の様子を確認する監視カメラ、水位流量観測所など目的に応じて様々な施設があります。

これらの施設は、日常の河川巡視等で目視により確認するほか、ポンプやゲートなどの機械設備は洪水時にしっかりと稼働するよう定期的に点検を行います。

設備に損傷や劣化を発見した場合には、補修や部品交換、機器の調整などを行い、万一の洪水に備えています。

機械設備を伴う河川管理施設（排水機場・水門・樋門等）の信頼性確保、機能維持のため、出水期前の5月頃に年点検、月1回の管理運転点検、実操作時の異常や障害の有無を確認する運転時点検、地震時等の異常の有無を確認する臨時点検を実施しました。

許可工作物は、施設設置者が機能維持を図るために点検を行います。利根川下流河川事務所は、梅雨前の4～6月頃に許可工作物の動作状況や管理体制等を確認する履行検査を行いました。

※河川からの取水施設など、河川管理者の許可を受けて造られたものを許可工作物といいます。



▲ゲート巻き上げの点検作業



▲排水機場の機械点検作業



▲許可工作物（樋管）の履行検査状況

洪水から 守る 出水での活躍

令和元年10月の台風19号に伴う出水では、利根川下流部の4つの基準水位観測所（取手、押付、須賀、横利根）において、横利根で氾濫危険水位を、その他3箇所では氾濫注意水位を超えました。利根川下流河川事務所では、出水の状況・被害の状況等を把握するため、取手、押付、須賀、横利根水防警報区域ごとに状況把握を行いました。

また、管内の排水機場は、フル稼働し、浸水被害の抑制に努めました。台風19号に伴い、9箇所の排水機場で合計約1,850万m³の排水を行いました。これは、東京ドーム約15杯分に相当します。

▼利根川下流河川事務所が管理する排水機場の位置図



▼水防団による河川巡視

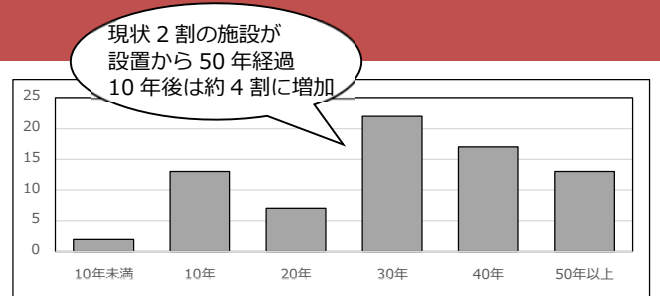


▲事務所職員による状況把握

Topic

老朽化が進む河川管理施設と対策！

排水機場、水門・樋門等の河川管理施設は、昭和40年代から50年代に建設されたものが多く、10年後には設置後50年経過する施設が約4割に及びます。そのため、適切な補修や更新を計画的に進めていきます。



▲河川管理施設の設置年数別施設数

Ⅲ 河川敷の秩序ある利用形態を維持します(河川区域等の適正な利用)

利根川を安全に利用していただくために、河川区域内における異常や危険、あるいは不法・迷惑行為等に様々な対応を行います。

河川巡視や安全利用点検等により発見された異常や危険箇所、不法・迷惑行為等については、補修や撤去など必要な対策を実施します。また、対策箇所等では状況に応じて継続的な監視を行います。



船の不法係留対策

無許可で止められている船は、監視を続けながら、撤去をお願いしていません。

なお、平成 26 年 4 月 1 日より、違反者には 3 ヶ月以下の懲役又は 20 万円以下の罰金が科せられています。

また、河川は多様な水面利用が行われているため、ルールやマナーを遵守した適正な河川利用を進めていきます。



▲不法船の係留状況



不法占用・工作物対策

河川を管理する上で支障が生じる恐れがある不法な占用や工作物の設置行為については、制限されています。

河川巡視などで発見した不法行為については警告看板の設置等の処置を行いました。



▲不法工作物の状況



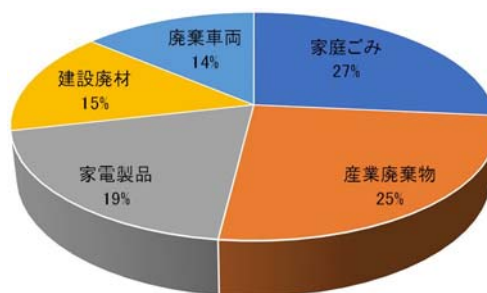
▲警告看板の設置



ゴミの不法投棄対策

美しく快適な利根川を守るため、ゴミの不法投棄を発見した時は、不法投棄の警告看板を設置し、捨てた人を探すとともに、犯罪があると思料する時は警察に告発します。

なお、不法投棄には、3 ヶ月以下の懲役または 20 万円以下の罰金が定められています。



▲不法投棄件数(令和4年度)

(1) 安全利用点検

誰もが事故やケガが無く安全に河川を利用できるよう、利用者の多い時期を迎える GW 前や夏休み前の 7 月頃に、川に近づく施設の安全性確保のため点検を行いました。



▲安全利用点検(陥没箇所の発見)



▲安全利用点検(危険な箇所の注意喚起のために看板を設置)



IV 多様な生物の生息・生育・繁殖環境を保全、創出するとともに、河川環境の維持に必要な流量を確保します(河川環境の整備と保全)

利根川下流には広大なヨシ原が見られ、我が国有数のオオセッカ、コジュリンの繁殖地となっています。また、利根川河口堰より下流では汽水域特有のヒヌマイトトンボ、キイロホソゴミムシ等の昆虫が生息しています。水面や干潟に多くの鳥類が生息し、水域にはニホンウナギやシラウオなどが生息しています。

このような生物多様性に富んだ利根川下流の環境を保全・整備し、河川環境の維持に必要な流量を確保しています。また、河川環境の整備と保全は、関係自治体や地域住民の皆様と協働で実施しています。

(1) 利根川下流自然再生

湿地やヨシ原を保全することにより、オオセッカなどの希少種の生息環境が保全されます。近年、利根川下流域では、コジュリン・オオセッカが減少しており、すみ場の環境を改善するため、ヨシ原の野焼き(ヨシ焼き)を実施しました。ヨシ焼きを行うことで、一時的にすみ場を移動(引っ越し)することになりますが、その後復元される環境には、コジュリン・オオセッカが増えることを期待されます。



▲整備範囲



▲湿地整備区域(空中写真)



ヨシ焼き実施

環境改善の一環としてヨシ原の野焼きを実施



ヨシ焼き実施後

▲ヨシ焼き(令和4年3月16日)

(2) 自然再生事業における地域とのイベント

利根川下流管内では、自然再生事業や河川環境に対する理解を深めてもらうため、自然再生事業におけるイベントを実施しています。令和4年度は以下のイベントを行いました。

▼イベント実施団体一覧

No	参加団体	内容
1	東庄中学校	座学、魚類観察会
2	銚子西中学校	座学、魚類観察会、うなぎ加工場見学
3	椎柴小学校	魚類観察会、うなぎ加工場見学



▲座学風景



▲魚類観察会

(3) 緩勾配式魚道

利根川下流では、80種類以上の魚類が生息するとみられています。利根川河口堰には魚が移動しやすくなるように2種類の「魚道」が整備されています。

利根川下流河川事務所では、遊泳力の弱いウナギやハゼなどの小魚やカニ・エビなどの甲殻類を中心とした小型水生生物の遡上をしやすいさせる「緩勾配式魚道」の維持管理を行っています。

「緩勾配式魚道」は、勾配を緩くし、石や土砂を使いより自然に近い形の魚道です。



▲利根川河口堰緩傾斜魚道

V 北千葉導水路の操作と維持管理

北千葉導水路は、利根川の下流部と江戸川を結ぶ約 28.5km の導水路で、3 つの役割があります。

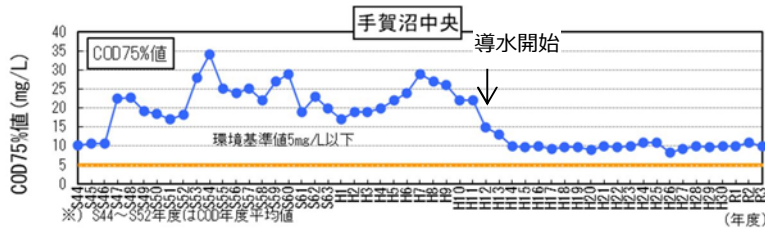
(1) 北千葉導水路の役割

- ①【治水】大雨時に手賀川・坂川流域を氾濫の危険から守るため、利根川や江戸川へ排水を行います。
- ②【利水】江戸川の水が足りないときに、利根川から江戸川へ必要な水を導水します。
- ③【環境】手賀沼と坂川の水質改善のため、利根川のきれいな水を手賀沼などに導水します。

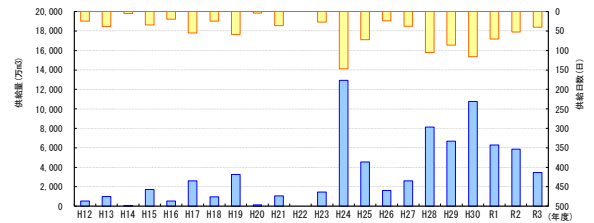


(2) 北千葉導水路の効果

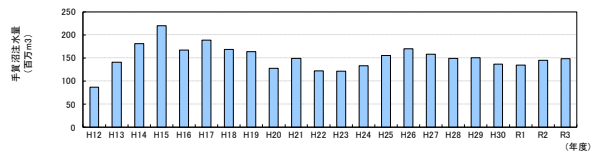
令和 3 年度は都市用水として 3,490 万 m^3 を江戸川へ導水しました。また、手賀沼へ浄化用水を 1 億 4 千 8 0 0 万 m^3 （最大毎秒 8 m^3 ）導水しました。浄化用水の運用開始後、手賀沼の水質に改善が見られています。



▲手賀沼の水質（調査地点：手賀沼中央）



▲江戸川への都市用水導水量と導水日数



▲手賀沼への浄化用水導水状況

(3) 北千葉導水路の維持管理

令和 4 年度は、導水路区間の一部で管路内の水を抜いて点検を行い、錆の部分の補修を行いました。また、第一機場及び第二機場ではポンプ本体を分解・点検し、摩耗した部品の交換等を行いました。北千葉導水路をできるだけ長く使用していくためには、定期的な点検・補修が不可欠です。



▲北千葉導水路の点検状況



▲点検中のポンプ

Topic

北千葉導水路のダムカードを配布しています！

北千葉導水路にお越しになった記念として、ダムカードを以下の場所で配布しています。

- ①北千葉導水ビジターセンター（入館無料）
9：30～12：00、13：00～16：30（月曜、年末年始休館）
※月曜が祝日の時は火曜が休館
- ②北千葉導水路管理支所
9：00～17：00（土、日、祝日、年末年始休館）



Ⅵ 地域との連携

(1) 河川清掃活動

利根川の美しい自然環境を維持するため、さまざまな団体や学校、個人の方々に清掃活動にご協力いただき、河川愛護月間に河川の清掃を行ないました。

(2) 第4回利根川下流部自然再生シンポジウム in 東庄

2020年から、自然再生地において地域の中학생を対象とした体験学習が始まりました。これから、沿川地域にとっても水郷・利根川をさらに魅力的な場として認知され、地域振興につながることを期待されます。そこで、各方面から専門家をお招きして「水郷・利根川の魅力と自然をつなぐ」をテーマに自然や生態系を守り活用し、魅力を再認識し、地域の発展につなげるためのシンポジウムを開催しました。今回で第4回目のシンポジウムとなり、今後も利根川下流管内の素晴らしい自然環境を発信していく予定です。



▲第4回（令和4年12月2日）

(3) 佐原広域交流拠点整備事業

魅力ある河川の利用を進めるため、香取市と協働して地域交流施設（道の駅）と、災害時には水防活動の拠点となる施設（川の駅）を一体として整備を行いました。利根川下流部における防災拠点の他、利根川の自然環境を活かしたカヌー等の水辺の利用拠点や利根川における舟運による交通と道路による交通との利便性を活かした交通の交流拠点となっています。



▲水の郷さわらの整備事業の区域

(4) 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく利根川下流域の減災に係る取組

利根川下流域の水防災意識社会を再構築するため、平成28年5月に「利根川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」を設立し、第10回の協議会を令和5年2月13日に開催しました。利根川下流域において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築すべく、関係者で前向きに取り組んでいくことを確認しました。

逃げ遅れゼロに向けた概ね5年で実施する取組

ソフト対策の主な取組

- ① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
- ② 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組
- ③ 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組

ハード対策の主な取組

- ① 洪水を河川内で安全に流す対策、危機管理型ハード対策
- ② 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備



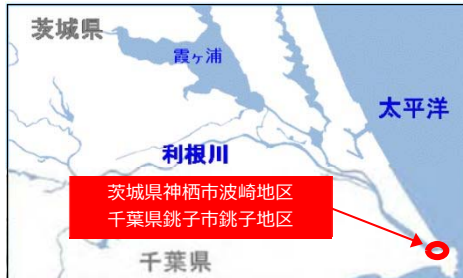
▲第10回協議会の開催状況

Ⅶ 安全・安心のために実施した工事(令和4年度)

(1) 河道掘削

利根川の河口部では河道内に土砂が堆積しているため、流下能力（洪水を流せる量）が不足しています。そのため、河道掘削により土砂を取り除き、流下能力を向上させています。

●河道掘削 約 48,000m³



▲河道掘削の場所



▲河道掘削の様子

(2) 堤防整備及び樋管整備

利根川下流部には両岸に堤防が整備されていない区間があり、浸水被害が度々発生しています。そのため、堤防整備を行い浸水被害の解消を図っています。

また、堤防整備とあわせて、排水樋管の整備も進めています。

●右岸

- ① 境川排水樋管新設 1基
- ② 垣根排水樋管新設 1基
- ③ 芦崎排水樋管新設 1基
- ④ 森戸地区築堤 築堤延長 約 590m

●左岸

- ⑤ 矢田部地区築堤 築堤延長 約 590m



③芦崎排水樋管
(利根かもめ大橋下流右岸)



④森戸地区築堤
(利根かもめ大橋上流右岸)





国土交通省 関東地方整備局

利根川下流河川事務所

〒287-8510 千葉県香取市佐原イ4149

TEL.0478(52)6361(代表)

銚子出張所

【管理区間（利根川）】

左岸：河口～18k、右岸：河口～15.5k

【連絡先】

〒288-0056千葉県銚子市新生町1-9-13

TEL：0479-22-1250

小見川出張所

【管理区間（利根川）】

左岸：18～32k、右岸：15.5～32k

【連絡先】

〒289-0313千葉県香取市小見川4884-8

TEL：0478-82-2629

管理課分室

【管理区間（利根川）】

左岸：32～51.0k、右岸32～51.5k

【管理区間（横利根川）】

左岸：利根川合流点～千葉県香取市佐原二地先

右岸：利根川合流点～茨城県稲敷市西地地先

【連絡先】

〒287-8510千葉県香取市佐原イ4149

TEL:0478-52-3795

金江津出張所

【管理区間】

左岸：51k～61.25k

【連絡先】

〒300-1403茨城県稲敷郡河内町金江津宮堤

TEL：0297-86-2002

安食出張所

【管理区間（利根川）】

右岸：51.5～75.5k

【管理区間（長門川）】

左右岸：利根川合流点～千葉県印旛郡栄町和田地先
千葉県境界標（管理延長200m）

【連絡先】

〒301-0013茨城県龍ヶ崎市8342

TEL：0297-62-0228

竜ヶ崎出張所

【管理区間（利根川）】

左岸：61.25～小貝川合流点（79k付近）

【管理区間（小貝川）】

左岸：利根川合流点～茨城県龍ヶ崎市小通幸谷町地先
常磐線鉄橋下流端（管理延長7100m）

【連絡先】

〒301-0013茨城県龍ヶ崎市8342

TEL：0297-62-0228

取手出張所

【管理区間（利根川）】

左岸：小貝川合流点～86k、右岸75.5～85.5k

【管理区間（小貝川）】

右岸：利根川合流点～茨城県取手市宮和田地先

左岸：利根川合流点～茨城県龍ヶ崎市小通幸谷町地先

【連絡先】

〒302-0024茨城県取手市新町1-1-2

TEL：0297-72-1241

北千葉導水路管理支所

【管理区間】

左岸：利根川合流点～千葉県柏市大字曙橋地先
千葉県境界標（管理延長7700m）

右岸：利根川合流点～千葉県柏市大字片山新田地先
千葉県境界標（管理延長7700m）

【連絡先】

〒270-1361千葉県印西市発作1207

TEL：04-7189-3211

